

Title	十七世紀の英国に於ける利子論争 (其の四)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.5 (1918. 5) ,p.547(9)- 574(36)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180500-0009

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

せしむること能はざるに至れり、即ちアンドレアスにはルカス、ヤコブ、マットヘウス及ハンスの男子ありて其父の死後、彼等は羊毛、生糸、天鵝絨の取引に従事し、ヴェニス、ニュルンベルグ、ライプチヒは勿論、和蘭、丁抹方面に對しても一時其手を擴げしが、餘りに信用を濫用せしと豪華の生活を送りしが爲めに千四百九十四年ルカスが死せし際には其負債は遙かに其資産を凌駕するに至り、斯くて此方面の血統は或者は手工業者となり、又、或者はヤコブの家に身を寄せ、之れが爲めに Fugger vom Reh の血統は千五百八十三年を以て斷絶するに至れり。

更にフッガーの本家たる Fugger von der Gillgen はアンドレアスの弟たるヤコブに始まり、彼れは其兄と異なりて忠實に家業を勵し、十一人の子女を有せし中、彼れと同名のヤコブによりてフッガー家は茲に益々家運の隆盛を見るに至れり。(未定)

十七世紀の英國に於ける利子論争 (其の四)

高橋 誠 一 郎

(四) Sir Josiah Child の低利論と其の駁論

和蘭模倣論者 (imitators of Holland) の利子低減論は更に Sir Josiah Child に由りて明確に表明せられたり。彼れが「一千六百六十八年」の首字のみを掲げて出版せる Brief Observations concerning Trade, and Interest of Money. は實に和蘭人が其の内外商業、財富及び船舶數に於ける異常なる増加は當に現代の羨望の標的にして、又遍く後世代の驚奇たる可きものなり。而も猶、彼れ等が斯くの如き進歩を贏ち得たる所以の道は極て明白なり、而して概ね大多數の他國民によりて模倣せられ得可き所なるも、殊に吾人、英國國民に取りて一層容易なるものなり、この章句を以て始めり (同書 p. 3)。斯くて彼れは和蘭の國富及び商權の増大に與つて力ありし方策十四ヶ條を列擧したる後 (p. 3-6) 最後、從來等閑視せられたるも、而も其の最有力のもの

して、同國に於ける金利が平時年三分を越えず、目下英國と交戦中なるにも拘らず、精々四分以上に出づることなきの事實を以てせり(可)。而して彼れは其の全篇を擧げて、金利の低減に依りて和蘭國民が取得したる所にして、等しく他國民が之に倣ひて獲得し得可き利益の考察に移れり。

彼れの意見に據れば、低利は正に和蘭國民富強のあらゆる他の原因に對する *Causa Causans* なり、而して若し英國の金利にして彼れ等の間に於けると等しく低減せられんか、吾人は久しからずして彼れ等の現在に觀るが如き富裕と商權とを掌握す可く、從て目下の戦争が吾人の欲するがまゝの勝利を贏ち得たりとするも、彼れ等の完膚なき敗亡滅絶を見ざる限り、之が結果として生じ得可きものよりも、却て大なる損害を彼れ等に加へ、吾人に利得を與ふ可きなり(可)。斯くて Child は記録に徴して、利子限定法の存せざりし一千五百四十五年、八分法の制定後、十ヶ年を経たる一千六百三十五年、並に六分に低減せられてより約二十ヶ年を経過せる現在の英國に於ける商業の發達、富の増加並に生活程度の向上を例示し、第一回の利率低減後英國の富と光彩とは四倍以上(六倍以上)にも増加せりと斷じ、吾人は今や

往時に比して殆ど百倍の馬車を有し、我が祖先が二十ヶ年間に納付し得たる高よりも巨額の租税を一ヶ年間に容易に支拂ふを得可く、我が關稅收入は等しく一に對する六の比率を以て増加し、倫敦に於ける波戶場、埠頭の使用を著しく増加し、地方に於ては利率の低減以來都會に於ける商業と等しく地價の騰貴を來したるのみならず、耕圃の地代も亦過去三十年間に著しく増加せるを見るなり(地代は最近三四年來、下落したるの事實あるも、それは現今に於ける低利及び其の他、俗論に由りて擧示せられたる不當の理由に基けるにあらず、主して愛蘭の大部分が近く勤勉なる英國民の手に歸せしに因りて生じたる同國土地の大改良及び新に課せられたる苛重なる地租に起因するものなり(Dr. T.)). 而して獨り我が英國のみならず、普く全歐洲及び世界各國に就きて其の貧富の差違及び之が程度を知悉せんとせば、其の支拂ひつゝある金利如何を知るを以て足れりとするの觀あるが故に、吾人は金利の低減を以て我が最近五十年間に於ける各方面の進歩に對する原因と見做すに於て誤れる所なきが如し。斯くて尙、彼れは其の所論を確說せんが爲に金利の一割乃至一割二分なる蘇蘭及び愛蘭、七分の佛蘭西、約三分以上に出でざる伊

太利及び和蘭、一割及び一割二分を普通とする西班牙に就きて、夫々其の國情の差違並に地價の相違を舉示し、事實英國が利子に關する法律の制定せられざりし以前に比して四倍乃至八倍の富を致し、而して總ての國家は現時彼れ等が支拂ひ又は通常支拂ひ來りし金利に確然比例して貧富の程度を異にするを認むる時は最後に問題として殘るは、利子の低減が果して一國富強の原因なりや、若しくは單に其の隨伴者たり又は結果たるに過ぎざるやの點なりと倣せり。斯くて彼れは此の點に關しあらゆる機會を利して當時の識者と談論を交換し、博く利子の低減に對する反對論を抄獵參讀して、終に利子の低減はあらゆる國民の繁榮富裕の原因なり、而して此の王國に於ける利子を六分より四分乃至三分に低下せしむる時は必然二十ヶ年以内に我が國民の資財を倍加するに至る可しとの意見を提唱するに至れり(pp. 916)。

次で Child は彼れが遭遇したる重要なる反對論を列舉し、逐次之に答へんとせり。反對論の第一は利子の低減は知友及び代理商の手を経て英國内に資金を貸出せる和蘭人及び其の他の外人をして彼れ等の資産を回収せしめ、之が爲に國內

に貨幣の大窮乏を來すに至る可しと説くもの是なり。彼れは之に答へて曰く、利子にして四分に低下せしめられたるに過ぎざとせば、彼れ等は自國內に於ては三分以上を徴すること能はざるが故に、英國に於て確實なる保證に對して貸出したる貨幣を回収することあらざる可し。假に彼れ等が全部其の貸金を自國に回収せりとするも、吾人は却て是に由りて利する所大なる可し。即ち債務者は常に債權者の奴隸にして、後者が肥大富裕となるに反して、前者は永く貧弱を免るゝこと能はざるが故なり。He that useth a stock that is none of his own, being forced for the upholding his reputation to live to the full, if not above the proportion of what he does so use, while the lender possessing much, and using little or none, lives only at the charge of what he useth, and not of what he has. 加之、之と共に債務證書の讓渡に關する法案を通過せんか、這般の法制は少くも我が國內に使用せられつゝある現金全部の半ばに相當する缺漏を補足すること疑なきが故に、縱令和蘭の貨幣が現在に十倍せる高に於て國內に存せりとするも之を追惜することなかる可し(pp. 10-11)。

第二の反對論は利子にして低下せんか、土地の價格は騰貴せざるを得ず、從て又、

地代の騰貴を見る可く、而して地代の騰貴は應て又土地の所産を騰貴せしむ可く、斯くてあらゆる貨物は高直と爲り、貧民は生活の餘裕なきに至る可しと謂ふものはなり。彼れ答へて曰く、凡そ食料品が常に高直なる國に在りては其の人民は富裕にして、それが最も低廉なる所に於ては概ね其の人民は赤貧なるが故に、這般の法制に由りて我が土地の産物が一般に騰貴するに至れりとせば、そは我が人民の富貴に赴ける確證たるなり。而して之を英國の貧民に見るに彼れ等は食料品の最も高價なる國々に於て、却て其の最低なる所に於けるよりも良好なる生活を營み、而して彼れ等は其の低廉なる年に在りては一週二日以上勞働することを欲せざるが故に、殊に社會の利益より觀て、低廉なる年よりも高直なる年に於て良好なる生活を營みつゝあるなり。即ち彼れ等は不景氣の時期を豫想して準備を行ふの意志なく、恰も其の常習の卑賤なる生活状態を支持するに足るの勞働を爲すに止るが故なり(Pr. 1)。

第三は「利子にして低下せんか、貸金業者は其の貸金を回収す可きが故に、其の所有地を抵當とせる郷紳は如何に處す可きや」と謂ふに在り。答へて曰く、彼れ等は其の貨幣を一方より他に移すも何等利すること能はざるを知るが故に、確實なる貸付を變じて危險の虞あるものと爲すまでに、彼れ等と雖も、早急ならざる可し。縱し又、彼れ等が之を取するも、我が法制はさまで峻嚴にあらず、而も這般の法律制定後に至りては地價は著しく騰貴す可きが故に、紳士は其の土地の一部を適宜賣却して、是迄不知の間に家系正しき幾多の貴族郷紳を斃したる高利の勞症より免るゝを以て遙に得策と做すに至る可し(Pr. 2)。

第四は「方今利子は六分なるに拘らず、國王は尙緊急の場合に際して所要の金額を調達するを困難とするに、今若し金利が四分に低減せられたりとせば、國王は如何にして其の人民より巨額の貨幣を借入るゝを得るや」と謂ふに在り。曰く、人民に對する利子の低減は亦國王が借入を行ふ場合には彼れに對する利子の低減たるなり。倫敦市又は其の他の公團體より借入れたるものに對しては法定利子以外のものを要求すること能はず、而して若し國王にして私人の資財を借入るゝ場合には彼れは當然法の常規の上に立つが故に法定利率以上を與へざる可からず、而して又事實常に其の以上を支拂ひ來りしなり。故に國王は利子にして四分に

低減せられんか、現今一割を支拂ふが如き場合に僅々六七分を以て足る可く、其の利得瞭然たる可し(P. 12)。

第五は利子にして低減せしめられんか、他に其の資産を利殖するの知識及び能力を有せざる寡婦孤兒の類に對し重大なる損害を與ふ可しと爲すものなり。答へて曰く、我が現行法に於ては後嗣及び孤兒は其の親の遺言に由りて指定せられたる管財人に全然其の意の儘に被管財人の利益及び損失に於て貨幣を行使することを委託するにあらざれば、彼れ等より利子を回収すること能はず、而して斯く管財人の意の儘に委せられたる場合には彼れ等は利子に依ると等しく之を商業に投下し或は土地及び借地權の購入に依りて利殖し得可く、若し然らざる場合と雖も、彼れ等が未成年時代に於て蒙る可き損害は僅に二分に過ぎざるが故に、そは利子の低減が國民全般に與ふ可き大利益に比して極めて瑣々たるものなる可し。加之、這般の法律にして制定施行せられんか、人は皆其の生前に於て、彼れ等の子女の爲に準備し、教育し、且つ其の妻女を訓練するが爲に注意を怠らず、是に由りて何等の損害を生せざること、和蘭、伊太利及び其の他利子の低廉なる地に於て見るが

如くなる可し(Pp. 12-3)。

然らば利子の低減に由りて利益を受くる者は何人にして損害を蒙る者は誰ぞ。第一は是に由りて有利なる條件を以て借入れを爲すに至り、其の所領地の増價に由りて著しく其の收入を増大し、貿易の發達に由りて關稅收入を増加す可き國王、第二は其の財産の大部分を形成する土地が是に由りて二倍の増價を示す可き貴族及び鄉紳、第三は是に由りて其の双肩の軛を輕減し、以て其業務に對する敏活を期し得可き大小の商人、即ち我が商業は大部分借入資本を必要とする少壯の人士に依りて經營せらるゝが故なり、第四は仕事の永續と豊富とを得可き海員、造船工、擔夫、織物業者、荷造人及び其の他商業に依頼する各種の勞働者、第五は農産物を高價に販賣するを得可き農民是なり。我が隣邦和蘭の人民は幾世代に亘り子孫相繼ぎて父祖の業を繼承し來りしを以て其の資本及び經驗の大なること、二千磅以上の資本を以て業務に着手すること極めて稀なる鄉紳の二男三男より成り、其の資本に於て、經驗に於て宛然侏儒(Dwarfs and Pigmies)に等しき我が商人の到底能く拮抗し得る所にあらず、然れども利子低減法にして通過せんか、吾人は資本、智巧及

び經驗に於て巨人(Sampsons and Goliaths)の資を具へて、克く彼れ等と競争するを得可し。即ち現行法の下に在りては巨額の資産を有する英國商人にして一度高利の美味を知るや、未だ初老ならずして、早くも其の業務を廢棄するもの少からざるなり。次に這般の法制に由りて損害を蒙る者は貧民をして其の落穂を拾はしむ可く、散財を行ふこともなく、又國家共同の蜂房に蠟或は蜜を運ぶが爲に其の手をも頭をも勞するなく、唯だ他人の前額の汗と其の腦漿の働に依りて自己の財囊を膨大ならしめんことを期する懶惰者あるのみ。而して懶惰をして勤勉の乳房を吸はしむること(Idleness to suck the breasts of industry)を許すは如何なる國民に取りても決して有利なるものにあらざることを何等の證明を要せざる可し。而して以上列擧したる所のものが果して利子低減の結果たりとせんか、そは正に一國民を富裕ならしむるに與つて力あり、延て又、和蘭及び伊太利を富ましめ且つ過去五十年間に於ける我が國富増加の一大原因たりしこと明なる可し(pp. 134)。

吾人は尙、利子其の物の本質よりして更に他の論證を援くを得可し。即ちそは其の異常なる増殖性に基き、必然債主をして(普通の費用を以て生活する時は)莫大なる富を致さしめ、借手をして貧窮の極に陥らしめざるを得ず。故人 ADEY の言の如く、一割の利率を以て貸與せられたる僅々一百磅は人の一生に過ぎざる七十年間に十萬磅に増加す可し、而して債主に對する利益が斯くの如く大なりとせば、是よりも巨額の費用を以て生活する借手の損失は勢、更に大ならざるを得ず。而してそは單に私人間に止らず、互に取引關係を有する國民の間に於ても之を認むるを得可し。即ち一國の臣民が他國民に貨幣を貸與するも、又は商品を以て交易を行ふも結果は同一なる可し。例へば正味四五百磅の資本を有するに過ぎざる一和蘭商人は自國內に於て容易に三分の利率を以て更に一萬五千磅を借入るゝを得可く、之を以て英國其他、金利の高き邦國に於て交易を營み或は貸付を行ふ時は數年を出でずして大なる危険を伴ふことなく、彼れ自身の資本を三倍ならしむるを得可し。是實に和蘭精糖業者成功の眞因にして、そは又移して以て他の業務を律するを得可し。而して若し彼れ等が其の資金を我が國に貸付くる時は、應て我が國富を吸收するに至る可し。猶又、彼れ等は必ず鎖の一端を本國に於ける自己の手中に握り、是に由りて彼れ等が肥大ならしめんが爲に此の地に送りたる

其の膏牛を引戻すを得るなり (pp. 14-5)。

彼の Moses が猶太人相互の間に於ける微利貸付を禁じ、而も異郷人に對する貸金を許したるは後者が自國民を富ましむるものあるに反し、前者は一猶太人を富ましむるが爲に他の猶太人を貧困ならしむるの結果を生ずるのみにて、毫末も社會に對する利益なきを知れるに因るものにして、同法典は獨り宗教上のみならず、併て政治上の目的をも有するものなり。之と等しくそは又 Israel の民が如何にして其の狭小なる領土より殆ど信ず可らざる多數の軍隊を隨時派遣するを得たりしやの疑問を一掃するを得可し。即ち高利禁止法は不毛の地をして沃野たらしめ、沃野をして完全なる園圃たらしむるの效果あるを以て、全然這般の法制存せざりし場合に比し、同一地域の上に十倍の人口を維持し得可きが故なり。要するに商人、工匠、土地の耕作者及び海員、漁夫、牧畜業者、園丁等總て彼れ等に從屬する者は自己の勤勉と勞働とに由りて専ら假令全部にあらずとするも、國外より富を誘致する三種の人民にして、貴族、郷紳、法曹、醫師、各種の學者及び店主等他種の人民は單に之を國內に於て一方より他に移すに過ぎざるものなること何人と雖も、異議なき

所にして、而して、利子の低減は慳貪遊惰なる貸金業者を除き、他のあらゆる者に對して齎す可き一般的利益の外、尙國內の最も有利なる機關に新なる生氣と動力とを加ふ可きものなること吾人が既述の考察に徴して明瞭なりとせば、そは正にあらゆる國家の商業及び富を増進せしむ可き原因たること疑問の餘地存せざる可しと説きて Child は其の本文の筆を擱けり (p. 16)。

而して Child は初め出版の意志なかりし本書を刊行するに當り、之に Supplement 一篇を加筆したり。同篇の所論中茲に注意を要するものは、彼れが近く逢着したる有力なる反對論に答へたる點なり (pp. 18-20)。即ち和蘭に於ては利率制限に關する何等の法制存せざるを以て、同國に於ける金利の低廉なるは法規の效果に非ずして、單に貨幣豊富なるの結果に過ぎずとの反對論に對するもの是なり。彼れは二個の論點よりして之を駁撃せんとせり。第一に和蘭が近時金利を現今の利率たる三分若しくは四分に限定するの法則を有することなきは事實なりと雖も、而も久しき以前に於て之を最高五分乃至六分に限定せる法律の存したること殆ど疑ふ可らず。而して若し現在に於て更に低廉なる利率を法定するの必要存せ

んか、當に之を更新したりしなる可し。由來、和蘭國民は常に金利を其の隣邦に於て普通支拂はれつゝある歩合以下に低下せしむるを以て彼れ等の政策と爲し來りしも、今やそが自然に遂行せられしを以て、立法の人爲的手段を講ずるの必要なきに至りしなり。第二に彼れ等は特に利子を限定するの法律を有することなしと雖も、未だ吾國に存せざる他の法制にして之と同一の効果を有するものを有しつゝあるなり。第一は公の登記簿に據りて物上擔保を調査し得るに在り。即ち英吉利に於て不足を感じつゝあるは貨幣よりも寧ろ確實と看做さるゝ擔保物件なり。東印度會社が其の所要の金額を隨時四分利を以て募集し得るが如きは其の著例なり。第二は普通の信用を有するに過ぎざる私人も國家より輕易なる利率を以て資金を調達し得可き銀行(Banks and Lombards)の組織、第三は既述せる債務證書の讓渡に關する法規なり。第四は慣習なるも、此の點に於て實際上法律と看做し得可きものにして、則ち最も窮迫の秋に際しても其の借入金に對し四分以上を支拂ふの必要を見ざるまでに彼れ等は其の財政上非常の節約を行ひつゝあること是なり。然るに我れに在りては國家の收入を以て刻下の急に應ずること能

はざる場合には國王は已むなく普通の利率以上を金匠に與へ、是に由りて彼れ等をして是迄四分を支拂ふの常なりしに、六分の最高利率を以て私人より巨額の貨幣を蒐集するを得せしむるなり。若し斯くの如きことなしとせば恐らく金利は自ら四分に低下するに至る可し。遮莫、各國民は皆其の國務の執行及び法律の制定に當りて、彼れ等特有の方法に従つて進むものなり。而して我が國に於ては恰も吾人の前言せる所の如く自然の情況が利率の改正に適するに至るや、そは法律に依りて低減せらるゝを常としたりしなり。斯くて金利は無制限より一割に低減せられ後、一割より八分に、更に八分より六分に低減せしめられたり。而して吾人が既に十分に論證し、且つ各人の經驗の立證す可きが如く、我が國は是に由りて異常なる成功と利益とを贏ち得たり。而して現代は之を六分より四分に低下するに由りて等しく偉大にして良好なる結果を見出す可く、次代は繼て又之を三分に低下せしむるに由りて遙に大なる利益を見るに至る可し云々と(本書は一千六百七十年並に九十年を以て重刻せられたり)。

Child は本書が印刷に回附せられたる後に於て Samuel Fortrey の Englands Interest and

Improvement. Consisting in the increase of the store, and trade of this Kingdom. を受理し著者が其の書の末項に於て利子 (use of money) に關説し貨幣は商業の生命にして且つ筋力たるが故に貨幣に對して多額の利子を許容せば國家の利益は更に大なる可く、他よりも此の國に於て有利なる貸付を行ひ得るを見たる外國人は進んで之を此の地に送致す可く、是に由りて貨幣は國內に充實するに至る可しと做せる一部論者の言を否認し、利子の大なるに従ひ、金貸の利益大なると共に、借手の損失も亦大なるものなり、故に吾人は數年を出でずして、吾人が是に由りて殆ど富を増加せるの實なきを發見す可く、其の元本は再び回收せられざるを得ざるを以て、殆ど何等の貨幣をも残すことなく、却て吾人の所有せる貨幣が悉く利子の支拂に由りて消耗するに至る可し。然れば國家に取りて眞の利益たるものは寧ろ其の金利を隣邦よりも低廉ならしめ、以て彼れ等をして吾人より利益を取得せしむることなく、却て吾人をして彼れ等より其の利益を取得せしむるに在るなりと主張せるを見 (二千六百六十三年版同書 *Postscript*, pp. 37-8) を漏したり (*Postscript*, pp. 37-8)。

然るに同じき一千六百六十八年覆面の論客あり、Interest of money mistaken, or a Treatise proving that the Abatement of Interest is the Effect and not the Cause of the Riches of a Nation, and that Six per cent, is a proportionable Interest to the present condition of this Kingdom. を著して Child が所論の誤謬を指摘せんと試みたり。Child の言を籍れば彼れは「敏感にして且怯懦なる高利貸の群を擁護する剛勇なる戰士 (a stout champion for the fine and timorous herd of Usurers) の如く」彼れが後年自白せるが如く、其の所論の最弱點たる「利子の低廉なるは富の原因なりや、將た結果たりや」の問題に向つて其の巨砲を据へたり (Child, A New Discourse of Trade. 4th Ed. p. 45)。而して彼れは斷乎として低利は富の原因にあらずして、其の結果に過ぎざるを主張せり (Interest of money mistaken. pp. 13-4)。若し法律に由りて低減せられたる利子が富の原因たりとせば如何なる國家も貧困を忌み富裕を欲せざるなく、且つ彼れ等は其の欲するが儘に自國の利率を限定するの權能を有するが故に、世界に貧窮なる國家なきに至る可し。假に和蘭に於ける低廉なる利子が其の富の結果にあらずとせば同國には高利禁止法存することなきが故に彼れ等は其の取得し得る限り多額の利子を收受

するなる可し。而して事實金利が六分なりし間は貧困にして卑賤なる状態に在りしものが之を四分乃至三分に法定せるに因りて富裕と爲るに至りたる國家ありやを立證す可しと論じたり。彼れは尙 Child が利子の低減は和蘭人をして其の英國に對する貸付金を回収せしむ可しとの反對論に答へて、It would be better for us than if they did it not; for the Borrower is always a slave to the Lender. と謂へる前掲の所言を捕へ Is no more in the case of English and Dutch, than in that of English and English. と問ひ、而して「余はあらゆる商業が交易を行ふ可く自己の資金充分なる少數富商の手中に壟斷せられて、之を缺ける總ての少壯人士を排除するの事實を觀取せりと主張せり(同書 p. 112)。而して彼れは利子を低下せしむる眞因を覓めて(一)人口の夥多(二)商業の發達及び(三)良心の自由なりと做し、次で現時に於ける英國商業の繁盛を致せる原因を算へて(一)羅馬教會より離脱せること(二)貴族の家臣を制限し而して彼れ等の土地をして債務償却の責に任せしめたる Henry 七世時代の條例及び(三)東西兩印度貿易の開始是なりと爲し」(p. 18-20) 東印度會社が能く四分の利子を以て巨額の社債を募集し得るは、偏に其の應募者が隨時其の貨幣を償還せし

め得るが爲に過ぎずと説き(p. 24)最後に Child の主張を以て自然に先行せる法律を提案するものにして、條理に反するものなりと論結せり。遮莫、彼れも亦其の論敵たる Child と共に、和蘭模倣論者の一人にして、其の書の初に Child が和蘭の富強を致したる方策として列擧せる十九ヶ條を掲げて、全部之を承認し(p. 6) 更に之を以て足れりとせず、後節に至つて、尙追加す可きものあるを云々し、我が商業を繁盛ならしめ、我が地價をして騰貴せしめんとせば、須く和蘭の實際を模倣せざる可らずと主張せり(p. 22)。

其の他、尙彼れは幾多の點に於て Child の所論を批難せりと雖も、以上の所論を除きては利子學說の進歩に多く貢獻したるものなきが如し。即ち Child が「昔貴族が縹子の胸衣コルベットに帆木綿の裏を附けて着用し」云々と謂へるを攻撃し(p. 10) Child が Audley を引きで、百磅に一割の利子を附する時は七十年間に十萬磅に達すと做せるを以て「他の場合に於けると等しく誤謬に陥れるものなり」と斷じ(p. 12) 利子低減後、土地は其の價格を騰貴することなく、又地代は其の増加を見ることなしと謂ひ(p. 15) Child が其の著の八頁に於て低利の利益を主張するが爲に愛蘭の例を引き、

直に其の九頁に於ては高利の禍患を立證するが爲に再び之を用ひたるの矛盾を指摘し(p. 15)、商人の資産増加に關し前者が擧げたるを別箇の計算を掲げ(p. 16)、前者が倫敦及び和蘭の精糖業者に就きて説明せる低利の利益を否定するが爲に絹物業に就きて反對の結果を擧げ(p. 17)、蘇格蘭の利率に關する前者の誤謬を啓示したるが如きは(p. 24)、其の論敵に對して苦痛を與ふること最も少きものなりしなる可し。就中殊に論者自身の無識を暴露せるはChildが自己と同説のものとして匿名氏(Culpeper)の小論文を其の著に附録とせるを嗤ひ、利率は本書の出版(千六百二十一年)後、僅に四年にして八分に低減せられたるを以て、著者は當時恐らく猶生存したるなる可きに更に之よりも利率を低下せんとを論せざりしは、正に彼れが八分の利子を以て満足せるの證左たる可しと想像したるの點なり(p. 13)。即ち後年Childに由りて論駁せられたるが如く、本論の著者 Sir Thomas Culpeper (Childは之をCulpeperに綴る、彼れも最初は其の著者の何人なるかを知悉せざりしなり)は同書出版以來二十ヶ年以上生存し(老Culpeperの死せるは一千六百六十二年なるもChildは唯だ其の第二論文出版の年たる一千六百四十年より推定して斯く謂へ

るなる可し。A new Discourse of Trade, 4th ed. p. 43.)前掲の第二論文を起草し、這般の良好なる結果は吾人に是を以て停止することなく、更に金利を低率に引下ぐ可きを要求す、而して吾人は今や何等の反對に遭遇することなかる可きを想定す。即ち現行條例の制定以前に之に對して放たれたる反對論は今や其の成功に由りて解答せられたり、而して貨幣に對する利子を八分より五分若しくは六分に低減するに由りて、曾て一割より八分に低下せしめたるよりも、遙に大なる利益を國家に與ふること最も確實なる可し(p. 19)との言を作しつゝあるなり。

Childは其の A New Discourse of Trade; Wherein are recommended several weighty Points, relating to Companies of Merchants; The Act of Navigation, Naturalization of Strangers, and our Woollen Manufactures, the Ballance of Trade, and Nature of Plantations, &c., are seriously discussed. (本書は前著の増補改題にして、其の初て出版せられたるは一千六百九十三年なるも、其の起稿せられたるは一千六百六十九年以前のことなり。後、一千六百九十四年並に九十八年に第二版及び第三版を刊行し、更に無年付を以て第四版を、一千七百五十一年第五版を上梓せり)を出すに及び、其の Trade and Interest of Money consi-

dereed, &c. の第一章に於て前書に對する反駁を述べて世に質へり。A Short Reply to a Treatise entitled, *Interest of Money mistaken* 是なり。

Child は「低利は富の原因にあらずして、其の結果なり」との所論に對して、依然法律に由りて利子を低減するは英國に取り國家の富を増進するの手段たる可きを主張し、論者の所論を駁撃するに先んじ、先づ自家獨特の主張を縷述せり(4th. Ed. p. 45)。即ち利子の低下は先づ第一に土地の價格を増進せしめ(pp. 46-52) 第二に農業地の地代を騰貴せしめ(pp. 52-3) 第三に外國貿易の高を増大し(pp. 53-9) 第四に國內の工匠を増加し(p. 59) 第五に一國民をして勤儉に赴かしめ(pp. 60-1) 第六に貧民に糊口の途を與へ(pp. 61-2) 而して第七に一國の人民を増加せしむる(pp. 62-3) ものなるが故に當然富を獲得するの原因たらざるを得ずと爲せり。次で彼れは匿名氏の四個の論點を逐次論駁せんとし、第一に果して利子の低減が富の原因なりとせば、苟も富強を欲せざる國家なきが故に、孰れも皆其の法權に由りて意の儘に利率を限定し、終に世界上貧困なる國家なきに至る可しとの所論に對し、二個の意見を以て之に答へ、第一に以上彼れが列擧せる諸効果は長時日の産物にして急速に之

を期待す可らず、一時に行ふには英國の例に見るが如く二分の低下を以て十分なりと做し、第二に漸次利率を低減するが如く其の眞の利益を諒知せる國家が等しく同一の叡智に由りて商業を鼓舞す可き幾多の有效なる法規を制定するに至ることなかる可しと想像するは甚しき不用意と言はざる可らずと論じ、第二の主張たる和蘭に高利制限法の規定存することなし云々の所論に對しては、殆ど彼れが前著の追加に於て述べたる前掲の議論と大差なき斷案を以て答へ、更に同篇は匿名氏が第三の論據に對しても其の答辯たり得可きものなりと爲せり。第四に利子の低減に由りて富強を致すに至りたる實例が和蘭及び伊太利のそれを以て猶不滿なりとせば、漸次利子の低減せらるゝに伴ひ之に比例して絶えず富裕の程度を高めたる英國は如何。而して吾人は是に由りて當然同國に於ける此の以上の利子低減が宛も和蘭に於ける如く更に其の以上に富の増加を來す可しとの論結を爲すを得るなり。伊太利に於ては利子の徴收は教會法の規定に由りて許容せられず、現今同國に於て徴せられつゝある普通四分の利率は單に法王 Paul 五世の宥恕に因りて行はれつゝあるものなり。然れども總ての國に於て富の充實は金

利の低下を來すの事實あるは之を認めざるを得ず、而もそは低利の法定が富の原因たり得るを妨ぐるものにあらず。利子の低減は富の増加の原因にして、而して富の増加は更に又利子低下の原因たるなり。同一物が同時に原因にして又結果なりと云ふも決して矛盾に非ざるなり。「平和は富を生じ、富は平和を維持するの手段たる可く、而して勤勉は富を致し、富は人をして勤勉ならしむるは、恰も *Crescit amor nummi, quantum ipsa pecunia crescit.* なる箴言の眞なるが如し。吾人は愛は愛を生ずと言ひ、國土の豊沃なるは人口増加の原因たり得可く、人口の増加は更に愈國土の豊沃を大ならしむる可し、自由と財産とは商業の發達、國家の進歩に資し、商業の發達、國家の進歩は自由と財産の獲得並に確保に資す、身體の強健は消化の良好を來し、消化の良好は又健康の維持と強壯の増加に必要なり、而して本問題に對する最近の討議に於て、令名頗る高き某氏が適切に引例せるが如く、鶏卵は牝鶏の原因にして、牝鶏は鶏卵の原因たるなり。他に比肩する者なき Bacon 卿が其の Henry 七世傳の第二百四十五頁に於て此の王に就きて亦餘人と等しく、其の運命は彼れの資性に作用し、彼れの資性は其の運命に影響せりと謂へり。各國民に就きても

同一の論を作すを得可し、利子の低減は富の増加を致し、而して富の増加は更に利子の低減を來すなり。然もそは吾人が辯護しつゝある所のものたる良法の産婆術に依りて最も善く行はるゝなり、即ち人間の腐敗せる性質は善行に赴くよりも、惡徳に墮するの傾向大なればなり」と稱して其の反對論と幾分の調和を見出さんと試みたり (p. 63-8)。

彼れが英人對蘭人の關係のみを重視し、英人相互の場合を輕視せるを難じ、商業が少數富商の手に獨占せらるゝの事實を舉示したる反對論者の所論に對しては、一英人が他の英人に貸與せる場合には、其の利率の高低如何に關せず、國家に取りては何等の損得あることなし、而も和蘭人が英人に貸付を行ふ時は、彼れは總て元本及び利子を本國に拉し去るが故に利子は其の多少を問はず、總て一國の損失たるなり、而して今猶二割以上の利率の行はるゝ土耳其及び一割以上の利率の行はれし我が國の昔に於て、却て一部少數者を富ましめ、大多數の商人を貧窮ならしめたる事實を以て答へり (p. 39-40)。而して匿名氏が低利の原因として列擧したるものゝ中人口の夥多及び商業の發達の二者が金利の低減に由りて之を誘致し得

可き事實は既に彼れが立證し盡したる所にして、良心の自由が一定の範圍内に於て其の結果たらざる可らざるを察知し得ずとせば論者は聰明を缺ける者と謂はざるを得ずと爲し、次で彼れが英國商業の大を誘致せる原因として數へたる Elizabeth 女王の條例及び羅馬教會よりの脱離は貿易の勃興よりも遙に以前にして、それは Elizabeth 女王の末年に至るまで創始せられず、而して利率の限定を見たる James 一世及び Charles 一世の治下に至りて發達せるものなり。加之、這般の條例を有せず、且つ羅馬教會の勢力旺盛なる伊太利に於て、却て商業盛大にして、土地は三十五年乃至四十年間の地代に相當する價格を有するなり。由是觀之、低利は正に絶對の必要にして、他の事項のみにては是等の目的を達することなかる可きに、低利は獨り伊太利に於て、克く之を爲しつゝあるなり。論者が第三の理由として掲げたる東印度貿易に就きて觀るに、古老の記憶に猶存するが如く、我が利率が法規に據りて著しく低減せらるゝまでは、是に依りて利益を得ると能はず、巨額の我が資本は永く消耗し去られ、毫も繁榮を來すの因たると能はざりしなり、而して又我が利率をして和蘭のそれと等しく低減するにあらざれば、同貿易の上に彼れ等と角逐すること能はざる可し。以上の所言は又大體に於て西印度貿易に適用するを得可しと爲せり (pp. 71-4)。而して東印度會社が克く低利を以て巨額の債務を募集し得るは、一に應募者が隨時其の支拂を受くるを得るが爲なりと謂へるに對し、暫く同會社の社長たり、且つ事實上の主權者たりし彼れ CHEYNE は、寛大なる同會社が期限に先んじて其の貸金の償還を請求せる者ある場合には十中八九之に應ず可きことを疑はずと雖も、而も同會社は殆ど全く定期以外の債務を帯びたることなしと言明せり (pp. 79-80)。最後に彼れの主張を以て條理に背反するものと倣せる論斷に對し「吾人の祖父が之を彼れ等の時代に於て忍受す可き程度にまで低下せるは其の叡智なり、而して吾人の父は其の好結果を見て更に之を低減せり、而して之が利益は爾來其の成功に由りて吾人の前に顯然たり、斯くて今や更に又之を低減するに耐ふるの事情を觀取し、吾人が祖先の賢明なる先例に隨ふは吾人に取りて正當なることなり。余は自然に反する法律が無効なるを承認するも、而も未だ曾て自然を助くることが條理に反するものたることを聞きたるとなし」と答へ (pp. 80-1) 彼れが第一の論文を起草せる當時に於て一割五分の利率を有したる Barbadoes 島

が爾後之を一割に法定し、數ヶ月以前瑞典が等しく法規を以て其の利率を六分に低下せるの事實を擧げて英國民を警告せり(pp.85-6)。

Childが本論を起草せるは一千六百六十九年十月十九日を以て開始せる議會の會期に先立つ久しき以前なりしも、同會期が他の重大問題の討議に忙殺せられて、本問題を顧るの暇なかる可さを豫想し、其の上梓を延期しつゝありし間(同書 The Preface 1)更に他の反對論の現るゝを見たり。Thomas Manleyの Usury at Six per Cent. examined, and found unjustly charged by Sir Tho. Culpepper and J. C. with many Crimes and Oppressions, whereof 'tis altogether innocent. Wherein is shewed the necessity of retrenching our Luxury, and vain consumption of Forraign Commodities, imported by *English* Money: also the reducing the Wages of Servants, Labourers, and Workmen of all sorts, which raiseth the value of our Manufactures, 15. or 20. per Cent. dearer than our Neighbours do afford them, by reason af their cheap Wages: Wherein likewise is hinted, Some of the many mischiefs that will ensue upon retrenching Usury; Humbly presented to the High Court of Parliament now sitting. (一千六百六十九年) 即ち是なり。

英蘭銀行條例改正論

堀江 歸一

千八百九十年のベールリング恐慌後當時の大藏大臣ゴッシエン氏が英蘭銀行條例改正の意見を發表するや、之に對する評論は一時世人の注目する所と爲れり。他の諸國に行はるゝ事例を以てせんか、斯る機會に於て、條例の改正を斷行し、國民をして舊衣を棄て、新衣を纏はしむるの道理なるに、英國民の鈍重なる、或る方面に改革論の行はれたるに止まり、遂に之を實行するの機運に到達せざりき。然も不完全なる條例も之を實施することの久しきに及ぶや、自ら社會に存する諸般の狀況に反應を及ぼし、社會に於ける事情の變化は條例の規定に適應し、不完全なる條例の適用をして、實際に大過なかしむるを得るの趣なしとせず。英蘭銀行の保證準備限額の寡小なるに加ふるに、其制限の嚴酷なるを以てし、事變に臨み、銀行